

山梨県公報

第二千百十八号

平成二十三年

三月十日

木曜日

目次

道路の区域変更(六件).....	一四九
道路の供用開始(四件).....	一五一
電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件).....	一五二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(六件).....	一五二
都市公園の区域変更.....	一六六
公告	
特定計量器の定期検査の実施.....	一六六
争議行為予告通知の受理.....	一六八
開発行為に関する工事の完了について.....	一六九
人事委員会	
住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	一六九
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	一六九
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	一七〇
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....	一七七
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....	一七七
平成二十三年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員について.....	一七七
第七十七回(平成二十三年度)山梨県警察官A採用試験の実施について.....	一七九
教育委員会	
山梨県立学校授業料及び入学期の収納に関する規則の一部を改正する規則.....	一八四
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	一八四

告示

山梨県告示第七十五号

山梨県公報 第二千百十八号 平成二十三年三月十日

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
西八代郡市川三郷町山保字石畑六二〇四番の三地先から西八代郡市川三郷町山保字寺郷六〇九〇番の一地先まで		六・二丁	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇三・五・二
		一七・二	五七・二		
			一〇・〇〇	四六・〇	一〇三・五・二

山梨県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		

西八代郡市川三郷町市川大門字道東七〇五七番の一地先から
西八代郡市川三郷町市川大門字山崩六七四番の一地先まで

新	旧	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八・〇 四七・六	八・〇 四七・六	七九〇・〇 四四〇・〇
八八〇・〇	八八〇・〇	

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
山梨市三富川浦字峠沢一八三番の四一地 先から 山梨市三富川浦字峠沢一八三番の四一地 先まで	旧	二二三・〇 一一〇・〇	九〇・〇
	新	二八・〇 一五一・〇	九〇・〇

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山梨笛吹線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
笛吹市一宮町金田字川口田町四六番の一地 先から 笛吹市一宮町金田字川口田町四五番の一地 先まで	旧	一三三・四 二四・五	四八〇・〇
	新	一三三・四 三六・三	四八〇・〇

山梨県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
葎崎市穂坂町大字柳平字唐沢四〇〇番の一地先から 葎崎市穂坂町大字柳平字唐沢四〇〇番の一地先まで	旧	六・八 八・三	二四・八
	新	一〇・〇 一〇・一	二四・八

山梨県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高畑谷村停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
都留市中津森字はしりうて五五番の八地先から 都留市金井字上段四六番の一地先まで	一一・七 八九・〇	一一・七 八九・〇	五五四・〇	五五四・〇

山梨県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨笛吹線	笛吹市一宮町金田字川口田町四六番の一地先から 笛吹市一宮町金田字川口田町四五番の一地先まで	四八・〇	平成二十三年三月十五日

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（北支所において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。）

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長沢小淵沢線	北杜市大泉町西井出字辻二四五四番の一地先から 北杜市大泉町西井出字辻二四五六番の二地先まで	三九・三	平成二十三年三月十日

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高畑谷村停車場線	都留市大幡字若崎一七四〇番の一地先から 都留市金井字上段四八番の二地先まで	二六九八・〇	平成二十三年三月十六日

山梨県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平沢千野線	甲州市塩山平沢字横手三五五番地先から 甲州市塩山平沢字戸口二四九番の二地先まで	八五・〇	平成二十三年三月十日

山梨県告示第八十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府市川三郷線	甲府市中央四丁目六一番地から 甲府市中央四丁目一四〇番の一地先まで

山梨県告示第八十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間

国道 四一一号 甲府市中央四丁目七六番の二地先から
甲府市中央四丁目二番地まで

山梨県告示第八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
道志村	谷相	急傾斜地の崩壊	
	室久保	急傾斜地の崩壊	
	西和出村	急傾斜地の崩壊	
	岩瀬 1	急傾斜地の崩壊	
	岩瀬 2	急傾斜地の崩壊	
	柿平	急傾斜地の崩壊	
	竹之本 1	急傾斜地の崩壊	
	竹之本 2	急傾斜地の崩壊	
	馬場 1	急傾斜地の崩壊	
	馬場 2	急傾斜地の崩壊	

室久保 1	月夜野の2	月夜野	野原 2	野原 1	久保の2 2	久保の2 1	笹久根 4	笹久根 3	笹久根 2	笹久根 1	大室指	大椿 1	湯本	大栗の3 2	大栗の3 1	大栗の2	大栗 1	馬場 3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

月夜野 1	大渡 の2	大渡 2	大渡 1	野原	久保 の2	久保 3	久保 2	久保 1	大室指 の2	大室指	小善地 の2 2	小善地 の2 1	小善地	竹之本	戸渡 2	戸渡 1	大久保	室久保 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

月夜野の2	月夜野	野原 2	野原 1	久保の2 2	久保の2 1	笹久根 4	笹久根 3	笹久根 2	笹久根 1	大室指	大椿 1	湯本	大栗の3 2	大栗の3 1	大栗の2	大栗 1	馬場 2	馬場 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大渡の2	大渡 2	大渡 1	野原	久保の2	久保 3	久保 2	久保 1	大室指の2	大室指	小善地の2 2	小善地の2 1	小善地	竹之本	戸渡 2	戸渡 1	大久保	室久保 2	室久保 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

後沢	魔降沢	久保沢	栃の沢	櫓沢 4	櫓沢 3	櫓沢 2	櫓沢 1	岩瀬沢	大久保沢	谷相沢	茸沢	岩花沢	追払沢	一之橋沢	指入沢	月夜野 3	月夜野 2	月夜野 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宮沢 2	宮沢 1	大渡沢	御堂沢 3	御堂沢 2	御堂沢 1	西川	竹之本沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

鳴沢村	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
鳴沢 の 2	鳴沢 水上・水上	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

大入溪流	大田和入沢	大木原沢	並木沢	南沢 2	南沢 1	水上沢	藤和田清水・藤和田清水	大田和	大田和の2	大田和の4	大田和の3・大田和の2	大田和の3・大田和の2・大田和の2	鳴沢の3	鳴沢の2	鳴沢の3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

鳴沢村													市町村名		清水沢	土石流		
													土砂災害特別警戒区域の名称				土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
藤和田清水・藤和	大田和	大田和の2	大田和の4	大田和の3・大田和の2	大田和の3・大田和の2・大田和の2	大田和の3・大田和の2	大田和・大田和	大田和・大田和の2	鳴沢の3	鳴沢の2	鳴沢の3	鳴沢の2	鳴沢	鳴沢	水上・水上	土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊				

田清水	水上沢	南沢 1	南沢 2	並木沢	大木原沢	大田和入沢	大入溪流
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

甲州市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
		裂石の2	急傾斜地の崩壊	
		裂石の3	急傾斜地の崩壊	
		裂石	急傾斜地の崩壊	

番屋東 1	急傾斜地の崩壊
番屋東 2	急傾斜地の崩壊
番屋東 3	急傾斜地の崩壊
番屋東 4	急傾斜地の崩壊
番屋	急傾斜地の崩壊
小松尾	急傾斜地の崩壊
上条 1	急傾斜地の崩壊
上条 2	急傾斜地の崩壊
上条 3	急傾斜地の崩壊
神戸 1	急傾斜地の崩壊
神戸 2	急傾斜地の崩壊
中子沢 1	急傾斜地の崩壊
中子沢 2	急傾斜地の崩壊
牛奥 1	急傾斜地の崩壊
牛奥 2	急傾斜地の崩壊
裂石の2	急傾斜地の崩壊
番屋	急傾斜地の崩壊
中新居 1	急傾斜地の崩壊
中新居 2	急傾斜地の崩壊

牛奥の4	牛奥の3	下萩原	裂石2	裂石1	牛奥の53	牛奥の52	牛奥の51	牛奥の4	西野原	牛奥の3	下萩原の3	下萩原の2	下萩原	小松尾の32	小松尾の31	小松尾の2	中新居の2	中新居の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小立切沢2	小立切沢1	深堀川3	深堀川2	深堀川1	窪の沢	樋の沢2	樋の沢1	第二御影沢2	第二御影沢1	御影沢	白川沢	天狗沢2	天狗沢1	カジヤ沢	上条川2	上条川1	大峰沢	大峰沢の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

甲州市														市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	
中子沢 1	神戸 2	神戸 1	上条 3	上条 2	上条 1	小松尾	番屋	番屋東 4	番屋東 3	番屋東 2	番屋東 1	裂石	裂石の 3	裂石の 2				次の図のとおり (図面省略)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊				

牛奥 の 5 1	牛奥 の 4	西野原	牛奥 の 3	下萩原 の 3	下萩原 の 2	下萩原	小松尾 の 3 2	小松尾 の 3 1	小松尾 の 2	中新居 の 2	中新居 の 3	中新居 の 2	中新居 の 1	番屋	裂石 の 2	牛奥 の 2	牛奥 の 1	中子沢 の 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
-------------------	--------------	-----	--------------	---------------	---------------	-----	--------------------	--------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----	--------------	--------------	--------------	---------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

深堀川 3	深堀川 2	樋の沢 2	樋の沢 1	第二御影沢 2	第二御影沢 1	御影沢	白川沢	天狗沢 2	天狗沢 1	カジヤ沢	上条川 2	牛奥 の4	牛奥 の3	下萩原	裂石 2	裂石 1	牛奥 の5 3	牛奥 の5 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小立切沢 1	土石流
小立切沢 2	土石流

山梨県告示第九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

南部町										市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
本郷A 1	本郷A 2	本郷B 1	本郷B 2	本郷B 3	本郷B 4	本郷B 5	森屋 1	森屋 2		本郷A 1	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		本郷A 1	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		本郷A 2	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		本郷B 1	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		本郷B 2	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		本郷B 3	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		本郷B 4	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		本郷B 5	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		森屋 1	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り		森屋 2	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示

大和 17	大和 16	大和 15	大和 14	大和 13	大和 12	大和 11	大和 10	大和 9	大和 8	大和 7	大和 6	大和 5	大和 4	大和 3	大和 2	大和 1	森屋 3
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り

身延町												市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
一色 A 1	宮林	釜額	中の倉 A 2	中の倉 A 1	樋田 2	樋田 1	熊沢	嶺 4	嶺 3	嶺 2	嶺 1		土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。	山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十一号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年三月十日

一 土砂災害警戒区域
 山梨県知事 横内正明

横手 3	横手 2	横手 1	一色 B	一色 A 2
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り

山梨県告示第九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	早川町	土砂災害警戒区域の名称	早川	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域の表示	次の図のとおり (図面省略)
			保 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
			保 3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
			保 4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
			保 5	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
			草塩・京ヶ島	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

赤沢 7	赤沢 6	赤沢 5	赤沢 4	赤沢 3	赤沢 2	赤沢 1	板草里 4	板草里 3	板草里 2	板草里 1	角瀬	高住の1 4	高住の1 3	高住の1 2	高住の1 1	大島の1	塩之上 2	塩之上 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

高住の3	高住の2	神南小路	下柳島 2	下柳島 1	羽衣の2 6	羽衣の2 5	羽衣の2 4	羽衣の2 3	羽衣の2 2	羽衣の2 1	羽衣の1 4	羽衣の1 3	羽衣の1 2	羽衣の1 1	赤沢 11	赤沢 10	赤沢 9	赤沢 8
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

早川町							市町村名																
塩之上 1	草塩・京ヶ島	保 5	保 4	保 3	保 1	早川	土砂災害特別警戒区域の名称	新宮川 2	新宮川 1	茂倉沢	湯川	大島の2 3	大島の2 2	大島の2 1	笹走	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図のとおり (図面省略)							土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項																

羽衣の1 2	羽衣の1 1	赤沢 11	赤沢 9	赤沢 8	赤沢 7	赤沢 6	赤沢 5	赤沢 4	赤沢 2	赤沢 1	板草里 2	板草里 1	角瀬	高住の1 4	高住の1 2	高住の1 1	大島の1	塩之上 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

新宮川 2	茂倉沢	湯川	大島の2 3	大島の2 1	笹走	高住の3	高住の2	神南小路	下柳島 2	下柳島 1	羽衣の2 6	羽衣の2 5	羽衣の2 4	羽衣の2 3	羽衣の2 1	羽衣の1 4	羽衣の1 3
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第九十三号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第二十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

名称	位置	変更に係る区域	供用開始年月日
桂川ウェルネスパーク	大月市富浜町大字鳥沢字中沢並びに字寺窪、字大窪、字西名月、字加伊沢字袴着、字白野沢及び字扇山	次の図のとおり	平成二十三年三月二十二日

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県国土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十三年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横内 正明

一 対象となる特定計量器	二 検査年月日	三 検査時間 (正午から午後一時までの間を除く。)	四 検査場所	五 区域	六 実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十	平成二十三年四月十一日	午前十時から午後三時まで	J Aこま野 八田共選所	南アルプス市	一般社団法人山梨県計量協会
同	同	同	J Aこま野	同	同

九号）第五号第一号又は第二号に掲げるものを除く。）分銅及びおもり

四月十二日	平成二十三年四月十四日	平成二十三年四月十五日	平成二十三年四月十八日	平成二十三年四月十九日	平成二十三年四月二十一日	平成二十三年四月二十二日	平成二十三年四月二十五日	同	平成二十三年四月二十六日
同	同	同	同	同	同	同	同	午後一時半から午後三時まで	午前十時から午後三時まで
百田支所経済店舗	南アルプス市商工会本所	J Aこま野 在家塚共選所（購買店舗）	J Aこま野 西野共選所	J Aこま野 櫛形共選所	南アルプス市役所若草支所	南アルプス市役所甲西支所	芦安健康管理センター	南アルプス市役所本庁舎西別館	南アルプス市役所本庁舎西別館
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

平成二十三年 五月九日	同	昭和町中央 公民館	昭和町	同
平成二十三年 五月十日	午前十一時から 午後二時まで	丹波山村役 場	丹波山村	同
平成二十三年 五月十二日	同	小菅村役場	小菅村	同
平成二十三年 五月十三日	午前十時半か ら正午まで	上野原市役 所 巖出張所	上野原市 (旧秋山村を除く)	同
同	午後二時半か ら午後三時半 まで	上野原市役 所 島田出張 所	同	同
平成二十三年 五月十六日	午前十時半か ら正午まで	J Aクレイ ン 桐原支店	同	同
同	午後一時半か ら午後三時半 まで	上野原市役 所 西原出張 所	同	同
平成二十三年 五月十七日	午前十時半か ら正午まで	上野原市役 所 甲東出張 所	同	同
同	午後一時半か ら午後三時半 まで	上野原市役 所 大目出張 所	同	同
平成二十三年 五月十九日	午前十時半か ら午後三時半 まで	上野原市商 工会館	同	同

平成二十三年 五月二十日	同	上野原市役 所 本庁舎	同	同
平成二十三年 五月二十三日	午前十時から 正午まで	甲斐市役所 吉沢出張所	甲斐市(旧 双葉町を除く)	同
同	午後一時半か ら午後三時半 まで	甲斐市役所 敷島庁舎	同	同
平成二十三年 五月二十四日	午前十時から 正午まで	竜王武道館	同	同
同	午後一時半か ら午後三時半 まで	竜王中部公 民館	同	同
平成二十三年 五月二十六日	午前十時から 正午まで	J A中巨摩 東部小井川 支所	中央市(旧 豊富村を除く)	同
同	午後一時半か ら午後三時半 まで	J A中巨摩 東部田富支 所	同	同
平成二十三年 五月二十七日	午前十時から 午後三時まで	中央市玉穂 庁舎	同	同
平成二十三年 五月二十八日 から平成二十 四年三月三十 一日まで(県の 休日を除く)	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所(特定計 量器検定検 査規則(平 成五年通商 産業省令第 七十号)第	今期検査 を実施す る市町村 の区域全 般	同

山梨県知事 横内正明

皮革面積計	平成二十三年 五月二十八日 から平成二十 四年三月三十 一日まで（県 の休日を除く ）。	午前九時から 午後四時まで	山梨県計量 検定所（平 成二十三年 五月二十七 日まで）に 検査を行わ なかった場合 に限る。）	三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。）	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。）	甲府市を 除く県下 全域	同
-------	--	------------------	---	--	--	--------------------	---

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二十三年二月二十八日付けで通知があった。

平成二十三年三月十日

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
- 3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交替制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時

平成二十三年三月十六日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
 南巨摩郡富士川町長沢二百二十五番地の四 まず共立診療所
 甲府市宝一丁目五番十号 共立在宅ケアセンター甲府
 南アルプス市桃園三百四十番地 共立在宅ケアセンター巨摩
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 共立在宅ケアセンター石和
 甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン広瀬一〇三号 共立在宅ケアセンター竜王
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 共立在宅ケアセンター御坂
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 共立在宅ケアセンター武川
 南巨摩郡富士川町長沢二百二十五番地の四 共立在宅ケアセンター増穂
 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし
 甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府市地域包括支援セン

ターきょうりつ

以上の病院、診療所、介護事業所をとりまく地域と病院、診療所、介護事業所の構内及び全職場、又は一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町紙漕阿原字天白下二六三三の一、二六三三の二、二六三三の三、二六三三の四、二六三三の五の二及び二六三三の五の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田四丁目一番二十一号 株式会社デイ・プラン 代表取締役 高城正男

人事委員会

山梨県人事委員会規則第五号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「配偶者（）」を「職員（）」の扶養親族たる者（職員給与条例第十三条、学校職員給与条例第十二条及び警察職員給与条例第十四条に規定する扶養親族で職員給与条例第十四条第一項、学校職員給与条例第十三条第一項及び警察職員給与条例第十五条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有す

る住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の下に「この号において」を加え、

「（職員給与条例第十三条、学校職員給与条例第十二条及び警察職員給与条例第十四条に規定する扶養親族で職員給与条例第十四条第一項、学校職員給与条例第十三条第一項及び警察職員給与条例第十五条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）及び」及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第四条の二中「第十四条の四第一項第三号、」を「第十四条の四第一項第二号、」に、「第十三条の三第一項第三号、」を「第十三条の三第一項第二号、」に、「第十五条の三第一項第三号、」を「第十五条の三第一項第二号、」に、「職員給与条例第十四条の四第一項第三号等」を「職員給与条例第十四条の四第一項第二号等」に改め、同条を第三号とする。

第四条の三第一項中「職員給与条例第十四条の三第一項第三号等」を「職員給与条例第十四条の四第一項第二号等」に改め、同条第二項を削り、同条を第四条とする。

第六条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「住宅の所有関係等」を「等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「第四項各号に掲げる」を「第四項に定める」に、「当該各号」を「同項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職員給与条例第十五条第六項、学校職員給与条例第十四条第六項及び警察職員給与条例第十六条第六項（以下この項において「職員給与条例第十五条第六項等」という。）の人事委員会規則で定める通勤手当は、職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして職員給与条例第十五条第二項第一号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当とし、職員給与条例第十五条第六項等の人事委員会規則で定める期間は、

その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。
 第十七条第一項第二号口中「第十五条の二第四項第一号に掲げる」を「第十五条の二第四項に定める」に、「同号」を「同項」に改め、同条第三項を次のように改める。
 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る職員給与条例第十五条第七項等の人事委員会規則で定める額は、第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額とする。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十三年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則
 (山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
 第六条第一号中「教頭」の下に「、主幹教諭」を加える。
 第二十三条第二項中「教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)」を「教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)」に改める。
 別表第一第一号の表二級の項の次に次のように加える。

特 一 級 主幹教諭の職務

別表第二第一号の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。
 一 教育職給料表(一)級別資格基準表

職 種	学歴 免許等	職務 の 級	
		一 級	二 級
		特 一 級	

助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及	教諭及び養護教諭		主幹教諭		副校長及び教頭		校長	
	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒
	0							
別に定める	別に定める	0	0	0	0	0	0	0
		一・五	一・五	十	七	0	0	0

び寄宿舍指導員

高校卒	
0	0
別に定める	

別表第四の二の表を次のように改める。